

平成 31 年 2 月 12 日

お客さま各位

北陸信用金庫  
理事長 石田 雅裕

## 『国民年金基金』の加入推奨について

日頃は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫にてお取扱いしております『国民年金基金』は、自営業者・フリーランスのみなさま(国民年金の第 1 号被保険者)と会社員のみなさまとの年金額の差を解消するため、厚生年金に相当する 2 階部分の年金として設立されたものです。

少子高齢化の進行により、今後も公的年金の財政が厳しくなることが予想され、税制メリットを受けつつ老後に備えた積立を行うことができます。

国民年金基金には 5 つのメリットがあります。

- ① 65 歳から生涯受け取る終身年金 (A 型・B 型) が基本ですので、長い老後生活に備えることができます。
- ② 掛金額が一定で年金額も確定しています。
- ③ 掛金は全額社会保険料控除となり確定申告で税金が軽減されます。また、受け取る年金は公的年金控除の対象となります。
- ④ 万が一のときは家族に一時金が支払われます。(B 型を除く)
- ⑤ ライフプランに合わせ年金額や受取期間を選べます。また、ご加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。

当金庫では『国民年金基金』への加入推奨業務をおこなっておりますので、お気軽にお問い合わせください。

以上

【本件に関するお問合せ先】  
〒920 - 8674  
金沢市玉川町 11 番 18 号  
北陸信用金庫 リテール営業部  
TEL : (076) 233 - 1134  
FAX : (076) 263 - 4422













## ご注意いただきたいこと

- 国民年金基金は、積立方式の年金です。また、国民年金とは異なり、物価等のスライドはありません。
- 国民年金基金への加入は、国民年金の保険料が納付されていることが前提となります。
- 国民年金基金への加入は任意ですが、いったんご加入いただいた場合、ご自分の都合で任意に脱退および中途解約することはできません。
- 遺族一時金について
  - ・B型を除く「保証期間付」のタイプについては、掛金の納付期間中、年金を受給するまでの待期間中または受給開始後の保証期間中に亡くなった場合、その方と生計をともにしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、遺族の方1人に一時金が支給されます。
  - ・遺族一時金は、掛金総額を下回ることがあります。詳しくはお問い合わせください。
  - ・保証期間のないB型のみ加入されている方が、年金を受給する前に亡くなったときには1万円の遺族一時金が支給されます。
- 国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給する方は、繰上げ受給期間中は、基金から国民年金の付加年金に相当する部分だけを受け取るようになりますので、基金へ年金請求の手続きが必要となります。
- 国民年金基金の年金額が12万円以上のときは年6回(偶数月に前月および前々月分として)のお支払いになり、年金額が12万円未満のときは年1回(毎年、決まった月に過去1年分として)のお支払いになります。
- 加入の際には、「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」をよくお読みください。
- その他、ご不明の点は遠慮なくお問い合わせください。
- このパンフレットに記載されている内容は平成30年4月(税制については平成30年1月)時点のものであり、今後変更となることがあります。

### 信託業務(併營業務)契約の締結媒介のご案内

- 所属信託兼営金融機関:株式会社りそな銀行
- 当金庫は、信託業務(併營業務)の契約の締結の媒介を行います。
- 当金庫は、お客様から当該併營業務の契約に係る財産の預託を受けけることはありません。

株式会社りそな銀行 代理店  
北陸信用金庫

ホームページアドレス

[www.npfa.or.jp](http://www.npfa.or.jp)

